

広報

はつらつ 長瀬



ながとろ

Public Relations Nagatoro

4

No.660



第28回公民館・ホームまつりが中央公民館で行われました。

大勢の家族連れでにぎわい、各団体の舞台発表、講座参加者などによる作品展示や模擬店で、楽しいひと時を過ごしていました。

【3月11日】

平成30年4月1日発行

発行・編集／長瀬町役場 〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

<http://www.town.nagatoro.saitama.jp> ☎0494-66-3111(代)

施政方針

長瀬町長 大澤タキ江

3月7日(水)に開会された第1回町議会定例会で、町長が新年度にあたっての町政運営に関する基本的な考え方、予算の編成方針や主要施策の概要などについて述べた施政方針の要旨をお知らせします。

予算編成方針

まず、前提としましたのは、「はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画」基本構想に掲げられた3つのまちづくりの基本理念、

- ・いつまでも暮らし続けたいまち
 - ・いつまでも活力のあるまち
 - ・いつまでも輝き続けるまち
- に基づき、「はつらつ長瀬」の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に資源を集中して、まちづくりを推進することです。

特に「子育て支援」、「定住・移住」関連施策については、重点事業として推進いたします。

次に「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた基本方針

- ・観光産業を軸とした地域の雇用の創出
- ・新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化
- ・「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援

・町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造の4つの事項に基づき、まちづくりを推進することです。

また、多様化する町民ニーズへの対応、町民の視点に立った、より質の高いサービスを提供するため、これまでの取組や成果を踏まえながら、職員の更なる知恵と工夫による取組により、町民満足度の向上や町民の参画と協働によるまちづくりの展開を図るとともに、相互に関連し合う事業間の調整を行い、将来の財政負担の軽減を図る効率的・効果的な事業運営に努めるよう求めました。

また、限られた人員や予算等の中で、最少の経費で最大の効果をあげるため、事務事業の効率化を行う一方、「意識改革」と「創意工夫」を図り、現在の財政状況を少しでも改善するよう職員一人ひとりが身近なところから様々な取り組みを心がけ、経費削減に努めるよう求めました。



「多世代ふれ愛ベース長瀬」

ました。さらに従来の計上方法にとらわれずに全ての事業の見直しを行い、新規・既存事業にかかわらず、積極的な財源確保に努め、国・県支出金や、交付税措置のある有利な地方債の借入、その他特定財源の活用を図るよう求めるとともに、維持管理コストなどの後年度負担に十分配慮するよう求めました。

主要事業の概要

「子育て支援事業」

子育て支援金の拡充や「多世代ふれ愛ベース長瀬」を活用した事業の展開のほか、放課後子供教室事業や中学生学力アップ事業を新たに実施し、豊かな人間性の育成や学習意欲の向上を図っていきます。

また、引き続きこども医療費の助成や入学祝い金の交付、学校給食費の一部公費負担など子育てにかかる家庭の経済的負担の軽減を図っていきます。

「定住・移住対策事業」

魅力ある公園づくりとして、長瀬地内、本野上地内、井戸地内に公園の整備を進めていきます。

また、地方創生事業として、コミュニティバスに関する需要調査の結果に基づいたモデルプランの検討・策定

や移住定住促進に向けたお試し移住体験を実施していきます。

さらに、新たに住宅を取得する新婚・子育て世帯等に対する補助金の交付を、対象要件を拡充して引き続き実施いたします。

「その他の事業概要」

そのほかにも、「はつらつ長瀬・第5次長瀬町総合振興計画」施策の大綱の項目に沿って施策の概要をお知らせします。

「誰もがいつまでも暮らし続けられるまち」

子育て支援については、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うほか、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、手当の支給を行います。また、民間保育所への委託や民間認定こども園に対する施設型給付も引き続き進めていきます。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護予防事業や地域包括ケアの充実等に努めます。

こども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、いわゆる福祉3医療の医療扶助についても、引き続き進めていきます。

健康づくりの推進では、各種がん検診や特定健診を実施し早期発見、早期治療の機会を提供するとともに、健康維持や生活習慣病の予防対策を推進し、引き続き町民の健康増進を図ります。

さらに、予防接種事業では、各種予防接種を実施し、疾病の発症及び流行の予防を図っていきます。

誰もがいつまでも暮らし続けられるまち

事業名	金額
児童保育事業	1億9,496万円
認定こども園事業	3,498万円
放課後児童クラブ事業	1,758万円
子育て支援事業	610万円
多世代ふれ愛ベース長瀬運営管理事業	203万円
児童手当事業	9,960万円
本野上地区公園整備事業	1,700万円
障害者自立支援給付費事業	1億3,841万円
社会福祉協議会補助事業	2,773万円
予防接種事業	1,409万円
こども医療費支給事業	1,996万円
重度心身障害者医療費支給事業	1,941万円
ひとり親家庭等医療費支給事業	327万円
国民健康保険事業	5,642万円
介護保険事業	1億775万円
後期高齢者医療事業	1億1,767万円

【活力を生み出すまち】

観光業の振興については、多様化する観光客のニーズに対応するため、観光案内をはじめとした効果的なプロモーションを行うほか、花を活かした美しい観光地づくりを推進し、観光地として更なる魅力の向上及び交流人口の増加を図っていきます。

農業の振興については、農産物の生産者団体に補助金を交付するほか、農作物を守るため有害鳥獣被害対策などを進めます。

商工業については、中小企業者が経営に必要な資金を借り入れた場合の利子補給、住宅リフォーム等資金の助成や商工業活動の拠点である商工会への補助を引き続き行います。

活力を生み出すまち

事業名	金額
緑の村管理事業	601万円
観光施設管理事業	761万円
インフォメーション事業	535万円
花いっぱい推進事業	155万円
長瀬町観光振興支援事業	713万円
農業振興対策事業	178万円
町商工会補助事業	500万円
中小企業経営対策利子補給事業	320万円



【安心して快適に生活できるまち】

消防・防災体制については、迅速かつ効率的に災害に対応していくため、災害に備えた事業をこれまでと同様に取り組み、地域防災力の向上に努めます。

交通安全対策では、危険箇所へのガードレール、カーブミラーの設置、道路照明灯のLED化など交通安全施設の整備を図っていきます。

町道の整備では、南桜通りを含めた町道の改良事業をはじめ、舗装修繕などの維持管理を進めてまいります。

町営住宅については、施設の維持管理を行うほか、塚越団地1棟で浴室等の改修を実施いたします。

環境衛生の推進については、上水道、下水道、し尿処理、市町村整備型浄化槽、ごみ処理及び火葬場の経費を負担いたします。

安心して快適に生活できるまち

事業名	金額
長瀬地区公園整備事業	8,310万円
井戸農村公園整備事業	1,370万円
定住促進事業	800万円
住宅整備事業	245万円
道路維持管理事業	412万円
道路維持補修事業	631万円
橋梁施設修繕事業	580万円
道路新設改良事業	5,900万円
南桜通り整備事業	5,500万円
河川改修事業	300万円
非常備消防事業	1,402万円
防災無線維持管理事業	758万円
児童安全対策事業	107万円
下水処理事業	2億3,605万円
し尿処理事業	4,082万円
上水道事業	8,562万円

【一人ひとりが生きがいをもって活躍できるまち】

教育環境については、外国人講師による語学指導の拡充、特別支援教育学校支援員の配置や学校施設・設備の維持管理など、引き続き小中学校の教育環境の充実に向けた取組を図ります。

また、家庭の経済的負担の軽減を目的とした小中学校入学祝金の支給、育英奨学金と入学準備金の貸与等を引き続き実施するほか、秩父鉄道を利用する中学生・高校生の通学費の一部助成を、引き続き実施いたします。

さらに、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行っていくきます。

学校給食については、安全安心な給食を提供できるよう衛生管理を図るとともに給食費の一部を公費負担し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

一人ひとりが生きがいをもって活躍できるまち

事業名	金額
英語講師派遣事業	481万円
学校コンピュータ整備事業	676万円
学校施設等改修事業	343万円
特別支援教育学校支援員事業	610万円
放課後子ども教室事業	115万円
中学生・高校生通学費補助事業	259万円
小・中学校入学祝金支給事業	201万円
育英奨学資金・入学準備金貸与事業	188万円
学校給食施設維持管理事業	3,803万円



【町民と行政との協働によってつくるまち】
町民の行政参画を更に進めるため、町への提案制度やパブリックコメントについて引き続き実施してまいります。

また、公共施設マネジメント事業として、今後の公共施設の管理運営について検討していきます。

財政基盤の強化については、総合振興計画等の各種計画に基づく簡素で合理的な行政運営を図るため、財源の適正配分や財源確保に努めるとともに、町税の適正な賦課徴収等を推進し、経常経費の削減など財政の健全化を引き続き進めます。

また、ふるさと納税寄附金の収入確保を図り、返礼品による地域産業の活性化を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めていきます。



町民と行政との協働によってつくるまち

事業名	金額
広報紙発行事業	291万円
地方創生事業	589万円
ちちぶ定住自立圏事業	1,500万円
公共施設等マネジメント事業	536万円
公共施設整備基金事業	1,000万円
ふるさと納税事業	900万円
コンビニ収納システム事業	225万円
借入資金償還(元金)事業	3億1,775万円
借入資金償還(利子)事業	2,128万円

行財政を取り巻く厳しい状況を、私をはじめ職員一人ひとりが十分認識したうえで、厳しい状況の中でも創意工夫を図り、魅力あるまちづくりが出来るよう、職員一丸となって事業を進めることが重要だと考えています。

町民の皆様には、なお一層の御理解、御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

施政方針の全文については、町ホームページに掲載しているほか、企画財政課窓口で閲覧することもできます。

平成30年度当初予算の概要

町民とともに進める
まちづくり

一般会計

32億3,172万円（前年度比 + 0.7%）

当町のまちづくりの基本となる、平成30年度の当初予算が3月定例議会で決まりました。

一般会計の予算額は、32億3,172万円で、前年度と比較すると、2,261万円（0.7%）の増額となりました。

今年度予算は、地方消費税交付金や国・県支出金などが増加したものの、町税や地方譲与税などの減収が見込まれています。このような厳しい財政状況の中、一般行政経費の見直しと削減を図りつつ、予算の硬直化に対応するため、事業ごとに査定を行う「一件査定方式」により、必要な事業に重点的かつ効率的な予算配分を行いました。

歳出

総務費	7億9,542万円 (24.6%)
人件費、庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収、選挙などに使われる経費	
民生費	9億936万円 (28.1%)
社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉のために使われる経費	
衛生費	4億8,285万円 (14.9%)
保健事業、環境衛生のために使われる経費	
公債費	3億3,903万円 (10.5%)
道路や学校などの整備のために借り入れたお金を償還するための経費	
教育費	2億6,144万円 (8.1%)
学校教育、社会教育、社会体育のために使われる経費	
土木費	1億6,796万円 (5.2%)
町道の新設、改良、補修や町営住宅の維持管理のために使われる経費	
消防費	1億6,295万円 (5.1%)
消防活動、防災対策のために使われる経費	
商工費	3,277万円 (1.0%)
商工業の振興、観光事業のために使われる経費	
議会費	4,267万円 (1.3%)
議会の運営のために使われる経費	
農林水産業費	3,203万円 (1.0%)
農林業の振興のために使われる経費	
その他	524万円 (0.2%)

歳入

町税	8億3,065万円 (25.7%)
皆さんに納めていただく税金で、町民税、固定資産税、軽自動車税など	
繰入金	2億813万円 (6.4%)
町の貯金にあたる財政調整基金などから繰り入れるもの	
繰越金	5,000万円 (1.6%)
前年度からの繰越金	
その他	1億3,115万円 (4.1%)
地方交付税	10億5,000万円 (32.5%)
町税で賄いきれない財源を補うために国から交付されるもの	
町債	3億1,480万円 (9.7%)
建設事業などの財源に充てるため借り入れるもの	
国庫支出金	2億9,470万円 (9.1%)
特定の事務事業に対し、国から交付されるもの	
県支出金	1億7,399万円 (5.4%)
特定の事務事業に対し、県から交付されるもの	
その他	1億7,830万円 (5.5%)

（ ）内は構成比

※事業の執行にあたっては、限られたお金を有効に使い、町民生活の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

【自主財源と依存財源】…町が自主的に収入できる財源を自主財源といい、国や県の制度により定められた額が交付されたり、割り当てられたりする収入を依存財源といいます。

特別会計

国民健康保険特別会計
8億4,953万円
（前年度比 △22.2%）

介護保険特別会計
7億4,996万円
（前年度比 +0.8%）

後期高齢者医療特別会計
1億329万円
（前年度比 +11.8%）

問合せ 企画財政課企画財政担当 ☎66・3111 内線221

2018年4月号 4

原区自主防災訓練



原区自主防災訓練が原区公会堂で行われました。

【2月18日】

当日は町消防団と秩父消防署北分署が参加し、初期消火訓練やAED・救護訓練を実施した後、近隣の飲食店に協力いただき、炊き出し訓練を実施しました。

地域ぐるみで行う自主防災活動が災害時に効果的な力を発揮します。町では自主防災組織の訓練に補助金などの援助を行っていますので、積極的に訓練を実施し、いざというときに備えましょう。

防犯・交通安全キャンペーン



防犯・交通安全キャンペーンが、宝登山ロープウェイ山頂駅で行われ、町内の防犯と交通安全の各団体の方々が参加し、多くの観光客に啓発活動を行いました。

【2月7日】

町では、県、警察、防犯・交通関係各団体と連携し、安心・安全なまちづくりを推進しています。

振り込め詐欺に注意！

1月末現在、県内の振り込め詐欺被害認知件数は95件（前年同期と比べ+41件）で、平成23年以降で最多となっており、長瀬町内でも予兆電話がかかっています。

振り込め詐欺被害に遭わないよう、家族で話し合いましょう。
また、

①在宅中でも留守番電話に設定、②電話番号通知サービスの活用、③自動録音装置等の活用などの対策をとることも有効です。

不審な電話がかかってきた場合は、絶対に信用せず、すぐに警察（110番）に通報するか、けいさつ総合相談センター（＃9110）をご利用ください。

ご利用ください！住宅リフォーム資金助成制度

町内産業の活性化及び町民の居住環境の向上を図るため、住宅リフォーム資金の一部を助成します。

対象者

工事を町内業者に請け負わせる方であって、次の①から④までの要件を全て満たす方。

- ①助成金の申請時に町内に居住し、町の住民基本台帳に登録されている方。
- ②対象となる住宅を町内に所有し、かつ、当該住宅に居住されている方。
- ③町税を滞納していない方。
- ④対象となる工事について、町が実施している他の同様の補助金又は助成金の交付を受けていない方。

対象工事

申請時に未着工であり、工事費が20万円以上（税別）で次に掲げるもの。

- ①住宅の内外装の修理又は修繕に係る工事
- ②住宅の増改築又は間取りの変更に係る工事
- ③居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良工事

助成額 5万円

問合せ 産業観光課産業観光担当 ☎66・3111 内線234

手続きや交付申請の際に 委任状が必要な場合があります

町民の皆様のプライバシーや財産を守るため、町での手続きや各種証明書交付申請の際に、委任状が必要な場合があります。以下に該当する場合には委任者（頼む人）からの委任状を持参してください。

手続き・証明書の種類		本人からの委任状が必要な場合
町民課	住民異動届（転入、転出、転居等）	本人、同一世帯以外の方が代理人として窓口に来る場合 ※親子でも世帯が違えば本人からの委任状が必要です。
	印鑑登録申請（廃止、改印含む）	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合 （印鑑登録証（カード）の発行は数日かかります。） ※登録印紛失の場合を除き登録する印鑑又は登録印をお持ちください。
	戸籍・除籍・原戸籍（謄本・抄本）、 戸籍の附票（謄本・抄本）の交付申請	本人、同一戸籍内の方、直系尊属又は直系卑属以外の方が代理人として窓口に来る場合
	各種届書の受理証明書交付申請	届出人以外の方が代理人として窓口に来る場合
	身分証明書・独身証明書交付申請	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合
	住民票の写しの交付申請	本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合
税務課	所得・課税・納税証明の交付申請	本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合
	土地家屋評価（公課）証明、名寄帳 の交付申請	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合 ※本人死亡の場合は、相続関係を明らかにする戸籍謄本等を提示してください。

※『印鑑登録証明書』の交付請求を委任する場合は、委任状は不要です。

代理人が印鑑登録証（カード）を持参し、申請書の記入ができることで委任されているとみなします。委任する人は代理人にカードを預け、住所、氏名、生年月日を伝えて下さい。

委任するとき・委任されるとき の留意事項

○委任する人（頼む人）

- ・委任状は**委任する人が全て記入**してください。委任状の様式は、任意のもので構いません。（長瀬町ホームページに様式を掲載しています。）
- ・役場から委任する人へ連絡することがあります。委任状に**日中連絡の取れる電話番号**を記入してください。
- ・代理人が窓口で各種申請用紙を記入するために必要な情報（本籍、住所、生年月日、証明内容、提出先など）を代理人に正確に伝えてください。

○代理人（頼まれる人）

- ・印鑑（スタンプ印は不可）及び本人確認書類（免許証、パスポートなど）を持参してください。

※本人、同一世帯員以外の方が代理人として住民票コード・マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写しの交付申請をされる場合は即日交付できませんのでご了承ください。

問合せ 町民課住民担当 ☎66・3111 内線126
税務課管理担当 ☎66・3111 内線112

水道局からのお知らせ

引越しなどで水道を使い始めるときや、使用を休止するとき、ちちぶ広域水道お客様センターにご連絡ください。

- ・水道のご使用を「開始」するとき
- ・水道のご使用を「休止」するとき
- ・水道のご使用名義が「変わる」とき

※所有者名義の変更は、別途手続きが必要となります。

お引越しなどの予定が決まりましたら、3営業日前までに電話でのご連絡をお願いします。

休止のお届けがないと使用されていなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

秩父地域での転居の場合、旧住所にて口座振替をご利用の方は、その継続ができますので、その旨をお伝えください。

問合せ 水道局（ちちぶ広域水道お客様センター） ☎25・5221

合併処理浄化槽を設置しましょう

川や海の汚染を防止するために、平成13年4月1日より浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の設置が禁止されました。

また、現在設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えするよう努めなければならなくなりました。次世代へきれいな川や海を残すために合併処理浄化槽を設置しましょう。皆野・長瀬下水道組合では公共下水道計画区域外を対象に組合が設置・管理する市町村整備型事業を実施しております。個人設置型と違い、設置費や維持費の負担が少ないです。

合併処理浄化槽の様々な利点

- 生活排水の汚れが10分の1に減ります。
- 水洗化により快適な生活ができます。（汲み取り式トイレの場合）
- 地震等の災害に強いです。
- 工事は一週間程度で車一台分ほどのスペースがあれば設置できます。

<設置費>

本体工事に伴う分担金	
5人槽	102,000円
7人槽	113,400円
10人槽	138,000円

- ・別途付帯工事等はお客様負担になります。
- ・切換工事には、配管整備・槽撤去等に補助金があります。
- ・浄化槽の種類がご不明な場合は点検業者にご確認ください。

ご不明な点は組合か、下記工事店へお問い合わせください。

<維持費>

浄化槽使用料（年4回の点検と年1回の法定検査費用を含む）・・・1,900円（月額・税抜）

清掃料（汲み取り費用）・・・汲み取り汚泥10Lにつき95円（年1回・税抜）

皆野・長瀬下水道組合 浄化槽市町村整備型事業指定工事店一覧

平成30年4月1日現在

番号	工事店名	電話番号	番号	工事店名	電話番号
1	シンテック(株)	66・0457	11	黒沢窯業(有)	62・0152
2	(有)浅見管工	65・0536	12	(有)高橋工務店	66・1118
3	(株)一志工業	66・3043	13	(株)岡田工務店	62・3236
4	(株)中村工務店	62・0458	14	(有)長瀬土木	66・2487
5	町田鉄工所	62・0304	15	(有)秩北給排水サービス	66・2211
6	(有)新井水道設備	62・4525	16	樋口水道設備	66・2035
7	(有)黒澤鉄工所	62・0126	17	高田電気興業	66・2605
8	(有)河内電設	62・0754	18	(有)伊藤衛生社	62・0528
9	(株)ヒマワリ建設	66・3061	19	(有)黒澤水道設備（皆野支店）	63・2131
10	金室住宅設備工事店	62・5395	20	添田設備	66・2842

問合せ 皆野・長瀬下水道組合浄化槽担当 ☎66・0747

<http://www.minanaga.or.jp/>（HPで事業案内のパンフレットがご覧いただけます）



健康・福祉・介護のひろば

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 健康担当134・135 福祉担当124・128 介護保険担当133 地域包括支援センター132

子育て支援金の支給額が変わります！

町では子ども達の健やかな成長を願い、また子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的に子育て支援金を支給しております。

平成30年4月からは、支給額を変更し子育て支援を推し進めていきます。

また、受給資格要件も一部変更になります。

平成30年4月1日以降に出生したお子さんが対象になります。

〈支給額〉

・第1子 30,000円 ・第2子 50,000円 ・第3子以降 100,000円

※年齢の最も高い児童の数え方は、保護者と生計を同じくし18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童とする。

〈支給対象者〉

- 1 長瀬町の住所を有する方
- 2 出生日において長瀬町民として住民基本台帳に記録された児童の保護者
- 3 申請日における町税に滞納がない方

変更点は以上のとおりです。

申請の際には、①印鑑、②申請者本人名義の口座番号が確認できるもの、③母子健康手帳をご持参ください。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線124

高齢者肺炎球菌予防接種のご案内

高齢者肺炎球菌予防接種の助成について下記の通りお知らせいたします。ご不明な点がある方は、お問合せください。

期 間	通 年（平成31年3月31日まで）
対 象 （町内在住）	平成30年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方 ※過去に接種した方は対象になりません（全額自己負担した場合も含む）
自己負担	2,500円（生活保護世帯・中国残留邦人等は無料）
受 け 方	①役場健康福祉課の窓口で必要書類を受け取る ②指定医療機関に予約 ③予約日に問診・接種を受け、自己負担金を支払う

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線134

更 生 相 談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。

手足・体の障害の相談

・4月9日(月) 熊谷児童相談所

予約制ですので、早めに健康福祉課へご連絡ください。

問合せ 健康福祉課福祉担当
☎66・3111
内線128

指定有料ごみ袋を支給します！！

子育て家庭の応援、少子高齢化対策として、紙おむつ排出用ごみ袋（指定有料ごみ袋）を支給します。

対 象 者 ・0歳から3歳の誕生月までの乳幼児
・町の「紙おむつ支給事業」の対象者

支 給 枚 数 1人につき可燃ごみ20ℓ袋（中型）を1月5枚、年間60枚

配 付 方 法 ・健康福祉課窓口及び多世代ふれ愛ベース長瀬で配付します。

持参するもの 乳幼児での対象の方は、町から配付された支給カードをお持ちください。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111
内線124、133

◆◆◆ 紙おむつの支給をしています ◆◆◆

◆対象となる方

- 町内に住所があり、常におむつ等を必要とする在宅の方で、次のいずれかに該当する町民税非課税の方
- 要介護認定を受けている方で、要介護状態区分が3、4又は5である方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方で、肢体不自由1級又は2級に該当する3歳以上の方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方で、ぼうこう又は直腸の機能障害に該当する3歳以上の方
- 療育手帳の交付を受けている方で、A・Aの障害に該当する3歳以上の方

◆申請

紙おむつの支給を希望される方は健康福祉課に申請してください。

※既に紙おむつの支給を受けている方は申請の必要はありませんが、ごみ袋の支給については申請が必要となります。

◆支給方法

紙おむつの支給は、町が委託した業者が各家庭に配達します。また、紙おむつの支給は1か月あたり3,240円相当分が支給の限度となりますので、その金額を超える場合は、自己負担となります。

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 (障害者分) 福祉担当 内線124、128
(要介護認定者分) 地域包括支援センター 内線132、133

くらしの information 情報

お知らせ

◆第43回はつらつ長瀬ゴルフ大会

日時 5月5日(土)
場所 埼玉長瀬ゴルフ倶楽部
対象者 町内在住在勤者及び当町関係者
参加費 3,000円
プレー費 7,980円(食事込み)
申込期限 4月20日(金)

主催 長瀬町ゴルフ協会
問合せ 大会役員及び事務局(黒沢)
☎66・3246

◆剣道初心者教室

日時 5月9日、16日、23日、30日
毎週水曜日 全4回
午後6時30分から1時間程度
場所 秩父市文化体育センター武道場
対象 小学生以上の初心者(一般経験者の場合は二段以下の方)
参加費 無料

申込み 秩父剣道連盟 高橋徹也
☎23・3935

◆日本薬科大学 平成30年度秩父健康市民大学講座 ～健康と漢方～

健康で長寿の地域社会をめざして「薬と漢方」をテーマにした市民大学講座を開講します。

全6講座でいずれも健康につながる身近なテーマです。漢方に関心のある方は是非ご参加下さい。

期日 《前期》 ①5月12日(土)
②5月19日(土)
③5月26日(土)
《後期》 ①10月6日(土)
②10月13日(土)
③10月27日(土)

演題 《前期》「漢方と生薬」
《後期》「薬と健康」

時間 午前10時～正午
場所 秩父看護専門学校
講師 日本薬科大学教授及び准教授
定員 各講座 50人(事前申込み)
参加料 各期 3000円(講座)
問合せ 日本薬科大学 地域連携室
☎048(721)6249
☎048(721)7305

後援 秩父市・皆野町・横瀬町・長瀬町・小鹿野町・秩父郡市医師会・秩父郡市薬剤師会・NPO法人秩父百年の森・秩父樹液生産協同組合

◆遺言の日、記念相続問題相談会

埼玉弁護士会では、遺言の日を記念して、弁護士が無料で遺言及び相続に関する法律相談に応じます。

日時 4月14日(土) 午後1時～4時
(受付は午後3時30分まで)
場所 埼玉弁護士会法律相談センター
料金 無料
申込み 不要
問合せ 埼玉弁護士会法律相談センター
☎048・710・5666

民泊を始めるには

届け出が必要ですよ

「住宅宿泊事業法(民泊新法)」が6月15日(金)から施行され、住宅に有料で旅行者を宿泊させること(民泊)ができるようになります。

民泊を行う際のルール

始める前に届け出を

3月15日(木)から届け出の事前受け付けを開始します。同日に運用を開始する「民泊制度運営システムWEB」から届け出をしてください。

年間営業日数180日まで

営業(宿泊させること)ができる日数は、年間180日までと定められています。180日を超えての営業は違法です。

民泊に関する相談・制度については

☎民泊制度コールセンター TEL 0570-041-389

マンションで
民泊を始める
場合の注意点

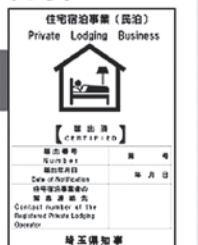
民泊の営業が可能である旨を管理規約などで定めてあれば届け出が可能。まずは管理組合に確認してください。

マンション管理規約の改正については

☎(公財)マンション管理センター TEL 03-3222-1517

☎県住宅課 TEL 048-830-5573

☎県観光課 TEL 048-830-3959 FAX 048-830-4819 WEB



標識の掲示を義務付け

民泊を営業していることを示す標識を、門扉や玄関などに掲示しなければなりません。

★その他、消防法令適合通知書を取得すること、騒音配慮やゴミ捨てのマナーを外国語で説明することなど、さまざまなルールがあります。詳細はWEBをご覧ください。

給付年金コーナー

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{所得のめやす} = 118\text{万円} + \{\text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}\}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

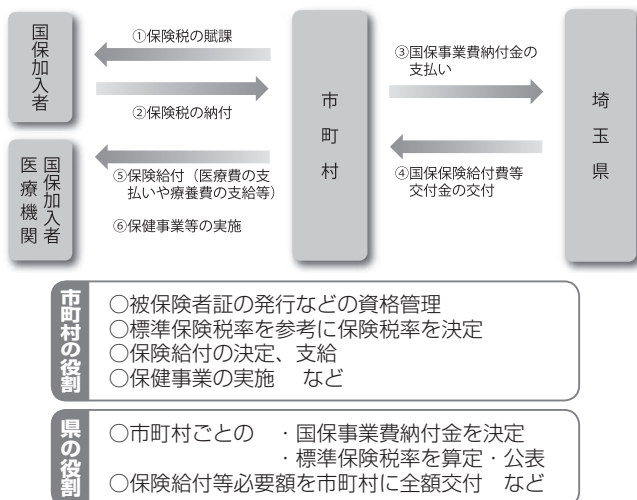
なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、秩父年金事務所までお問い合わせください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

●国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって運営します。

●県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。



Q & A

Q 何が変わるの？

A 県と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法が変更となります。

Q 何が変わらないの？

A ・各種申請や届出は、これまでどおり市町村担当窓口で手続きをします。(例：療養費の請求、職場の健康保険に加入した場合など)
 ・住所異動をした場合、転出地及び転入地の市町村担当窓口で届出をします。
 ・保険税の納税通知書はお住まいの市町村から送られます。
 ・保険税はお住まいの市町村に納めます。

Q 保険税はどうなるの？

A ・県は、市町村が保険税を定めるに当たり参考となる標準保険税率を市町村に示します。
 ・市町村は、県で示した標準保険税率を参考に保険税率を決定します。

問合せ 町民課給付担当 ☎66・3111 内線125

今月の 介護保険料

■特別徴収(第1期) ※今月支給される年金から天引きされます。

■普通徴収(随時第2期) ※納期限は5月1日(火)です。

※口座振替をご利用の方は4月26日(木)が振替日となりますので、残高をご確認ください。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133

岩畳作品抄

長瀬町俳句会・二月例会

春めきて玻璃超す陽差しやわらかく
 野上下郷 林 朝子
 秩父山河赤銅色の月に消ゆ
 野上下郷 山本 令子
 手をつなぐ園児の列や春日和
 本野上 塩谷 俊子
 朝の日や日陰に残る斑れ雪
 長瀬 大澤 光久
 鉄釜のほどよきおこげ建国日
 本野上 大塚 安子
 隧道を抜けて真向かふ雪の富士
 本野上 加藤 豊子
 祭壇の写真の笑顔春隣り
 本野上 塩谷 和彦
 春待つや石堀渡る猫の鈴
 本野上 渡邊 利江
 回り念仏鉦こだまして春浅し
 岩田 野村 若太

建国祭むかしの歌や祭歌
 長瀬 大森 由章
 また重くなりし児膝に春炬燵
 長瀬 五十嵐 元克

一般投稿

マヨネーズ掛けて喰べた芽吹く山
 本野上 村川 延子
 水温み磨かれし舟出春待つ
 本野上 島田千代子
 古民家に住時をしのぶ雛の段
 井戸 大澤 珠子
 今年は少し静かな花見だね
 長瀬 川辺みどり



★わが家のアイドル★ 1歳になったよ!!



みく 上原 美紅ちゃん
 (井戸下郷区)

「ねえねの下校を待ってるよ。
 いつまでも仲良くね。」

応募方法 広報「ながとろ」では、毎月満1歳～1歳半位までの赤ちゃんを紹介しています。掲載を希望される方は、お子さんの顔写真にコメント(20文字以内)を添え、掲載したい広報発行月の前月1日までに郵送又は直接企画財政課(2階)までお申込みください。申込書は町のHPよりダウンロードできます。応募が多く希望月に掲載できなかった方は、順次掲載いたします。

問合せ 企画財政課企画財政担当
 ☎66・3111 内線222

税務課・町民課窓口

●日曜開庁日 午前9時～正午 午後1時～午後5時
 4月29日(日)

- ◆税務関係諸証明の交付 ◆納税 ◆住民票の交付
 - ◆戸籍謄本・抄本の交付 ◆印鑑登録、印鑑証明書の交付
- ※住基ネットを利用した住民票の広域交付はできません。

人のうごき 平成30年3月1日現在

2月中の届出

人口	7,254人(-26)	転入	26人
男	3,547人(-11)	転出	40人
女	3,707人(-15)	出生	3人(男1人・女2人)
世帯数	2,926戸(-12)	死亡	15人(男7人・女8人)



休日急患当番医表

◆初期救急医療◆

入院の必要がなく外来で処置できると思われる帰宅可能な救急患者

休日診療所 診療時間：午前10時～午後5時	在宅当番医 診療時間：午前9時～午後6時
4月1日	伊古田小児科医院(小) 皆野町 ☎62-4585
4月8日	小鹿野中央病院(診療科はお問い合わせください) 小鹿野町 ☎75-2332
4月15日	あらいクリニック(小・内) 秩父市本町 ☎25-2711
4月22日	小鹿野中央病院(診療科はお問い合わせください) 小鹿野町 ☎75-2332
4月29日	石塚内科胃腸科医院(内・胃) 下影森 ☎24-5010
4月30日	小鹿野中央病院(診療科はお問い合わせください) 小鹿野町 ☎75-2332
5月3日	近藤医院(婦・内) 日野田町 ☎22-0043

◆二次救急医療◆

入院治療を必要と思われる救急患者、救急車にて搬送された重症救急患者

診療時間：午前8時30分～翌日の午前8時30分		
4月1日	秩父病院	和泉町 ☎22-3022
4月8日	秩父市立病院	桜木町 ☎23-0611
4月15日	皆野病院	皆野町 ☎62-6300
4月22日	秩父市立病院	桜木町 ☎23-0611
4月29日	秩父病院	和泉町 ☎22-3022
4月30日	皆野病院	皆野町 ☎62-6300
5月3日	秩父市立病院	桜木町 ☎23-0611

※午後6時以降は、必ず電話で確認のうえ受診してください。

○平日、休日の救急医療体制については秩父都市医師会ホームページでもご確認ください。
<http://chichibu-ishikai.jp/>
 ○医療機関の都合で変更になることがあります。
 秩父消防署北分署 ☎62・7119で確認ください。

◆休日在宅歯科当番医◆

歯科の救急患者の方に対して、当番歯科医療機関で歯科診療(応急処置)を実施します。

日にち	当番歯科医療機関	所在地	電話番号
4月29日(日)	倉林歯科クリニック	秩父市上影森	21-1881
4月30日(月)	竹井歯科医院	秩父市中町	22-0563
5月3日(木)	田口歯科医院	秩父市黒谷	22-1118
5月4日(金)	岩田歯科医院	秩父市中村町	24-6484
5月5日(土)	みつはし歯科クリニック	小鹿野町小鹿野	75-0050
5月6日(日)	そよ風歯科医院	秩父市太田	62-1149

診療時間は、いずれも午前10時～午後1時です。

事前に当番歯科医療機関に電話してから受診してください。診療費用は通常の保険診療となりますので、保険証等をご持参ください。

問合せ 秩父市医療対策課 ☎22・2279

井戸・風布地区文化展が2月17日(土)～18日(日)に、井戸農村センターで行われました。大人から幼児まで59名、107点の作品(写真・工芸・絵画・手芸・書道・俳句・鉢物など)が展示されました。また、今回は井戸地区にゆかりのある著名人2名の特設コーナーも設けられ、多くの方が熱心に鑑賞していました。



長瀬町スポーツ少年団新入団員募集!

長瀬町スポーツ少年団は、6団体で約170名の団員が元気に活動しています。各団新入団員を募集していますので興味がある方は、各団代表者又は教育委員会へお問い合わせください。

種 目	団 体	連 絡 先
野 球	長瀬ジャイアンツスポーツ少年団	小島 博明 ☎66・1110
空 手 道	長瀬町空手道スポーツ少年団	大沢 貴之 ☎090・2333・1944
剣 道	修心館剣道スポーツ少年団	吉田 昇 ☎66・3976 高野 芳弘 ☎66・1116
サッカー	FC長瀬スポーツ少年団	四方田美德 ☎66・2790
ミニバスケットボール	長瀬ミニバスケットボールクラブスポーツ少年団	(男子)鈴木 ☎66・2570 (女子)櫻井 ☎66・1144
ソフトボール	長瀬スターズソフトボールスポーツ少年団	大野 智弘 ☎66・3194

長瀬町空手道スポーツ少年団

団 員 数 中学生9人、小学生14人

主な練習場所・時間 火曜日 長瀬中学校体育館 午後7時～8時30分(少年部)
土曜日 第二小学校体育館 午後5時30分～6時50分(幼年部)
午後7時～8時30分(少年部)

入 団 費 無料 参加費 月額1,500円、父母会費 年額3,000円

主な成績 埼玉県空手道交流会上位入賞、関東ブロック大会 埼玉県代表として出場

P R 幼児～中学生まで、礼節や体力増進を第一にみんなで楽しく稽古しています。埼玉県トップクラスの指導陣により競技会での上位入賞を目指したり、公認の級や段位も取得できます。長めの体験期間も可能ですので、ぜひ見学にお越しください。 HP【http://www.geocities.jp/wado_nagatoro/】



修心館剣道スポーツ少年団

団 員 数 中学生9人、小学生21人

主な練習場所・時間 月・水・金曜日 修心館剣道場 午後6時30分から(小学生)
午後7時30分から(中学生)

入 団 費 無料 参加費 月額小学生2,000円、中学生1,000円

主な成績 第40回全国スポーツ少年団剣道交流大会埼玉県代表選手選考会 中学生男子個人の部第1位、第41回埼玉県スポーツ少年団剣道交流大会 中学生男子団体の部第1位

P R 【仲間といっしょに楽しく稽古、心身ともに強くなろう!】・短い時間で集中して稽古しています。・習熟度による稽古内容で個性を伸ばします。・日本武道館で行われる大会にも参加しています。・全国大会で活躍する多くの選手を輩出しています。



長瀬スターズソフトボールスポーツ少年団

団 員 数 小学生17人

主な練習場所・時間 土・日曜日 第一小学校 午前8時30分～正午

入 団 費 無料(別途ユニホーム等で10,000円程度)

参 加 費 月額1,000円(半期毎集金)、登録・大会参加費用等

主な成績 埼玉県スポーツ少年団中央大会 準優勝
関東大会、東日本元気カップ出場

P R ソフトボールはもちろん、BBQやプロ野球観戦などイベントも盛りだくさん! 園児から高学年まで、みんな楽しく活動しています!

